

第 55 号

熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例の制定について
熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊本県卸売市場審議会条例（昭和46年熊本県条例第50号）
- (2) 熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法が規定する都道府県の条例で定めるべき事項及び地方卸売市場の規模の要件が削除されるため、熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。